

入院時生活療養費・生活療養標準負担額について

被保険者が療養病床に入院した時は、食事代の他に居住費も自己負担になります。

入院時生活療養費・生活療養標準負担額

療養病床に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
一般	①一般の患者(下記のいずれにも該当しない者)	入院時生活療養(I)を算定する医療機関に入院	510円	370円
	②厚生労働大臣が定める者[=重篤な病状又は集中的治療を要する者等](低所得者I・IIを除く)		510円	370円
	③指定難病患者(低所得者I・IIを除く)		300円	0円
低所得者II	④低所得者II(※1)(⑤⑥に該当しない者)		240円	370円
	⑤低所得者II (重篤な病状又は集中的治療を要する者等)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	370円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	190円	
	⑥低所得者II (指定難病患者)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	0円
申請月以前の12月以内の入院日数が90日超		190円		
低所得者I	⑦低所得者I(⑧⑨⑩⑪に該当しない者)		140円	370円
	⑧低所得者I[=重篤な病状又は集中的治療を要する者等]		110円	370円
	⑨低所得者I(指定難病患者)		110円	0円
	⑩低所得者I/老齢福祉年金受給者			
	⑪境界層該当者※2			

※1 70歳未満の低所得者(住民税非課税/限度額適用区分「オ」)は、70歳以上の「低所得者II」に相当します。

「低所得者I」は、70歳以上の患者様のみ適用となります。

※2 負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる方を指します。